

－ 償却資産の申告制度について －

◇ 償却資産をお持ちの方は申告が必要です。

事業を営んでいる方で、確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産等を所有されている場合は、毎年1月1日現在に所有されている償却資産について1月31日までに申告していただくことになっております。（地方税法第383条）

小売業、飲食店、工場、建設業、診療所など、事業経営している。

はい



構築物、機械、器具、備品などの事業用資産を所有している。（無形固定資産及び自動車税、軽自動車など課税対象となるものは除きます。）

はい



償却資産の申告が必要となります。

土地や家屋とは違い、償却資産には登記制度がありません。そのため、所有者から申告をしていただく必要があります。

業種別の課税対象償却資産の例示（代表的な業種のみ例示しています。）

各業種共通のもの 	駐車場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーシャベル、コンクリートカッター、ミキサー等
売電事業	太陽光発電設備一式（太陽光パネル・接続ユニット・パワーコンディショナー・電力量計等）

◇ お問い合わせ ◇

飯山市役所総務部税務課 〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

電話番号 0269-62-3111 内線 164